

架空請求の巧妙な手口にご注意！

2019年12月15日号

「法務省管轄支局から『訴訟最終告知のお知らせ』のハガキが届いた。連絡なき場合は法的措置に移行するとある。訴訟取り下げ期日が今日になっているが、どうすればいいか」といった架空請求の相談が増加しています。

公的機関と誤認するような名称をかたり、訴状、法的措置や強制執行といった言葉を並べ、訴訟取り下げ期日でさらに不安にさせます。実際に連絡をすると、弁護士を名乗る者を紹介され、訴状取り下げのための費用を請求されます。

また、身に覚えがない旨を説明しても口頭で請求され怖くなって支払ってしまうケースもあります。支払い手段としてはコンビニでプリペイドカードを購入させ、カード番号を伝えるよう指示するなど悪質なケースが多くなっています。問い合わせ先には絶対に連絡しないようにしましょう。

何か困ったことがあれば消費生活センターに相談しましょう。